



# 島根県報

平成27年11月17日（火）

第2,752号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

|                                 |             |   |
|---------------------------------|-------------|---|
| 地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し | （税 務 課）     | 2 |
| 平成27年度島根県准看護師試験の実施              | （医 療 政 策 課） | 2 |
| 家畜伝染病の患畜の発生の届出                  | （畜 産 課）     | 4 |

### 【公 告】

|                 |             |   |
|-----------------|-------------|---|
| 農用地利用配分計画の認可の申請 | （農 業 経 営 課） | 5 |
| 公共測量の実施         | （技 術 管 理 課） | 5 |

**告 示****島根県告示第748号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成27年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 氏名又は名称   | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 取消年月日      |
|----------|-----------------|------------|
| 浜田石油株式会社 | 島根県浜田市熱田町1934番地 | 平成27年9月30日 |

**島根県告示第749号**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成27年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成27年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験日時

平成28年2月12日（金） 午後1時から午後3時30分まで

## 2 試験場所

## (1) 松江会場

松江市学園南一丁目2番1号 くにびきメッセ

## (2) 浜田会場

浜田市野原町2433-2 島根県立大学

## 3 試験の方法

筆記試験（四肢択一式）

## 4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

## 5 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成28年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成28年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成28年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成28年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成28年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に

該当しない者で知事が適当と認めたもの

## 6 受験願書等の配布

### (1) 配布開始日

平成27年11月17日（火）

### (2) 配布場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

### (3) 受験願書等の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書し、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。

### (4) 受験願書等の配布は、試験会場の収容人員に達した時点で終了とする。

なお、配布に当たっては、島根県内の准看護師養成所を卒業した者（平成28年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）及び島根県内に在住する者を優先する。他県からの受験希望者は、14の(3)を確認すること。

## 7 提出書類

### (1) 受験願書

### (2) 受験票（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定欄に貼り付けたもの。裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、学校、養成所又は大学において受験用写真を貼った受験票に、当該学校、養成所又は大学の刻印及び照合印を押すこと（当該刻印及び照合印を得ることができない者においては、受験票の写真と照合することのできる写真付き身分証明書の写しを提出すること。）。

### (3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書（出願時において修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、修業又は卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。平成28年3月31日（木）午後5時（必着）までに提出がない場合は、当該受験を無効とする。なお、婚姻等により、氏名の変更があり、修業証明書又は卒業証明書に記載されている氏名と受験願書及び受験票に記載された氏名が異なる場合は、出願書類に戸籍抄本を添付すること。）

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、それを証する書面

## 8 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。収入証紙には消印をしないこと。他県からの受験者は、郵便為替（ゆうちょ銀行が発行する定額小為替又は普通為替）で納付すること。ただし、納付された受験手数料は、返還しない。）

## 9 願書の提出期間等

### (1) 提出期間

平成28年1月4日（月）から同月8日（金）まで

### (2) 受付場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

### (3) 受付方法等

受付場所への持参又は書留郵便による送付とする（持参により提出する場合は、提出期間中の午前8時30分から午後5時までとする。書留郵便により提出する場合は、平成28年1月4日（月）から同月8日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）。

## 10 受験票の交付

受験を認めた者には、平成28年1月25日（月）までに受験票を交付する。受験票は、各県内准看護師養成施設一括申込み分については施設長宛て一括送付し、個人申込み分については随時送付する。

平成28年1月28日（木）までに受験票が届かない場合は、島根県健康福祉部医療政策課に問い合わせること。

## 11 合格発表

平成28年3月11日（金）午前9時県庁前の掲示場に合格者の受験番号を掲示するとともに、同日午前9時30分から島根県健康福祉部医療政策課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも登載する。

可否に関する電話での問合せには、原則として応じない。

#### 12 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

#### 13 試験成績の開示

試験の成績を、次のとおり開示する。

##### (1) 開示内容

総合得点及び科目別得点

##### (2) 開示対象者

全受験者

##### (3) 開示請求できる者

受験者本人

##### (4) 開示期間

平成28年3月11日（金）から同年4月8日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）まで（受付時間は、午前9時から午後5時まで。）とする。

##### (5) 開示請求の方法

島根県健康福祉部医療政策課にて、受験者本人が受験票を提示し、口頭により請求する。

##### (6) 開示方法

開示請求のあった日に、原則として閲覧により開示する。口頭での伝達によることもできるが、写しの交付は、行わない。

##### (7) 開示場所

島根県健康福祉部医療政策課

#### 14 その他

(1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成28年1月8日（金）までに島根県健康福祉部医療政策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて、必要な措置を講ずる。

(2) 各試験会場の収容人員には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。

(3) 他県からの受験希望者については、試験会場の収容人員の関係から一定数（20名程度）に限り、先着順に受験者を受け入れることとする。受付開始は、平成27年11月17日（火）午前10時からとし、一定数に達した時点で終了とする。他県からの受験希望者は、専用回線（電話0852-22-5797）へ受け入れの可否を確認の上、請求すること。

(4) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療政策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

#### 島根県告示第750号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、患畜が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 頭数 | 発生の場所<br>又は区域 | 発生年月日      | その他参考となるべき事項 |
|----------|-------|-------------|----|---------------|------------|--------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患畜          | 1頭 | 大田市           | 平成27年11月6日 | ホルスタイン       |

**公 告**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |               | 賃借権の設定等を受ける土地  |
|--------------|---------------|----------------|
| 氏名又は名称       | 住 所           |                |
| 有限会社 アグリみと   | 益田市美都町仙道595-1 | 益田市美都町朝倉183外2筆 |
| 農事組合法人 横尾衛門  | 益田市上黒谷町292-1  | 益田市上黒谷町205外12筆 |
| 山本 猛         | 益田市隅村町767-2   | 益田市隅村町837外66筆  |

## 2 申請年月日

平成27年11月5日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年11月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

## 2 作業期間

平成27年10月2日から平成28年3月18日まで

## 3 作業地域

益田市